

1 条例改正の趣旨

令和32年(2050年)までに、脱炭素社会(二酸化炭素排出量正味ゼロ(人の活動に伴って発生する二酸化炭素の排出の量と森林等の吸収源による二酸化炭素の除去の量との均衡がとれた状態をいう。以下同じ。))を達成し、かつ、生活の質の向上及び持続可能な経済の発展が可能となった社会をいう。以下同じ。)の実現を目標として定めるほか、当該目標を達成するために行う地球温暖化対策に関し、必要な事項を定めるため、条例を改正しようとするものである。

2 条例改正の概要

(1) 前文の改正

世界各地において、地球温暖化に起因するとみられる猛暑、集中豪雨、異常少雨等による被害が深刻化し、海面の上昇、森林火災、自然生態系への影響等、全ての生き物の生存基盤を揺るがす気候危機ともいえる時代に突入している。

人為的に排出され続けている温室効果ガスによって地球温暖化は更に進行しており、また、これに起因する自然災害の更なる頻発化、激甚化等が予測され、今、我々は、豊かな地球環境を将来の世代に引き継ぐことができるかどうかの岐路に立っている。

このような状況の下、気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書から大きく飛躍したパリ協定が発効し、世界は21世紀後半までに脱炭素社会の実現を目指すこととなり、さらに、令和32年(2050年)頃に二酸化炭素排出量正味ゼロを達成することで、地球温暖化による地球環境への影響を軽減できることが、気候変動に関する政府間パネルの報告書において示された。

京都には、自然、命への感謝の念を大切にし、健康的で環境負荷の低減された豊かな食文化をはじめとする、1200年を超える悠久の歴史の中で培われてきた自然と共生する文化、しまつの心に象徴されるものを大切にする伝統が息づいている。

これまでから、本市は、こうした文化や伝統を礎に、事業者、市民、環境保全活動団体及び観光旅行者その他の滞在者の参加と協働により、地球温暖化を防止するための取組を先駆的かつ積極的に推進し、着実に成果を挙げてきたが、脱炭素社会の実現は極めて高い目標である。

現在を生きる我々が、豊かな地球環境を将来の世代に継承するという責任を果たすため、本市は、気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書及びパリ協定を支えるIPCC京都ガイドライン(2006年IPCC国別温室効果ガスインベントリガイドラインの2019年改良をいう。)が採択された地として、文化や伝統、さらには、常に外からの刺激を受容し、咀嚼する^{そしやく}という進取の気風を生かして、二酸化炭素排出量正味ゼロとなる事業活動及び日常生活への転換を図っていく必要がある。

ここに、将来の世代が夢を描ける豊かな京都を作り上げていくため、令和32年(2050年)までに二酸化炭素排出量正味ゼロと生活の質の向上及び持続可能な経済の発展とが同時に達成される脱炭素社会の実現を目指し、あらゆる主体と気候変動に対する危機

感を共有し、地球温暖化、そして気候危機に覚悟を持って立ち向かうことを決意し、この条例を制定する。

(2) 目的（第1条）

脱炭素社会を実現するとともに、気候変動影響に対応して、生活の安定、社会及び経済の健全な発展並びに自然環境の保全を図り、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。

(3) 基本理念（第3条）**新設**

地球温暖化対策の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行わなければならない。

- ア 事業活動及び日常生活において、二酸化炭素排出量正味ゼロが達成されるよう、社会経済システムの転換を図ること。
- イ 本市、事業者、市民、環境保全活動団体及び観光旅行者その他の滞在者が、脱炭素社会を実現することの重要性を認識し、それぞれの責務に基づき、自主的かつ積極的に取り組むこと。
- ウ 地球温暖化対策を通じて、温室効果ガスの排出の抑制等を図るとともに、社会及び経済の課題の解決に貢献すること。

(4) 削減目標（第4条）

令和12年度（2030年度）までに、本市の区域内における1年度当たりの温室効果ガスの総排出量を、平成25年度（2013年度）の本市の区域内における温室効果ガスの総排出量からその40パーセントに相当する量以上の量を削減した量とすることを目標とする。

(5) 各主体の責務

ア 本市の責務（第5条）

次のことを責務として加える。

- (7) 地球温暖化対策の策定及び実施に当たって、大学、短期大学その他の教育研究機関、国及び国内外の地方公共団体との連携を推進すること。
- (4) あらゆる主体が地球温暖化対策に自主的かつ積極的に取り組むことができるよう、社会的気運を醸成すること及び必要な措置を講じること。
- (6) 気候変動適応（気候変動影響による被害の防止並びに軽減その他生活の安定、社会及び経済の健全な発展並びに自然環境の保全をいう。以下同じ。）のために必要な措置を講じること。

イ 事業者及び市民の責務（第6条・第7条）

地球温暖化の防止及び気候変動適応（以下「地球温暖化の防止等」という。）のために必要な措置を自主的かつ積極的に講じるとともに、事業活動又は日常生活を通じ、他の者の地球温暖化対策の促進に寄与するための取組を行うことで、脱炭素社会の実現のために積極的な役割を果たすこととする。

また、エネルギー供給事業者にあつては、再生可能エネルギーの利用の拡大に資する措置を積極的に講じることが責務として加える。

ウ 観光旅行者その他の滞在者の責務（第8条）

地球温暖化の防止等のために必要な措置を講じることが加える。

(6) 地球温暖化対策計画（第10条）

地球温暖化対策計画に定めるべき事項として、気候変動適応に関する具体的な施策を加える。

(7) 本市による地球温暖化対策（第11条）

ア 本市が、地球温暖化の防止等を図るため、重点的かつ効果的に推進しなければならない施策として、次のことを加える。

- (7) 再生可能エネルギー電気等の購入を促進するための施策等
- (i) 情報通信技術等を活用した自己の自動車等以外の交通手段による移動の効率化の推進を図るための施策
- (ii) 情報通信技術の利用等による効率的な事業活動等を普及させるための施策
- (iii) 地域コミュニティを単位とする地球温暖化の防止等の活動を促進するための施策
- (iv) 観光旅行者その他の滞在者による地球温暖化対策を促進するための施策
- (v) 代替フロンの管理の適正化を促進するための施策
- (vi) 気候変動影響を踏まえた水害その他自然災害の予防を図る施策及び熱中症の予防を図る施策
- (vii) 気候変動影響に係る情報の収集及び効果的な気候変動適応に係る調査及び研究
- (viii) 気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の収集、整理、分析及び提供等を行う拠点としての機能を担う体制の確保

イ 本市が率先して講じなければならない施策として、再生可能エネルギー電気等の購入を加える。

(8) 事業者及び市民等による地球温暖化対策

ア 事業者及び市民等の取組（第12条～第31条）

事業者及び市民等が取り組むよう努めなければならないことに、次に掲げる取組を加える。

- (7) 事業者及び市民
 - a 再生可能エネルギー電気等を購入すること。
 - b エネルギー消費量が比較的少ない役務を優先的に利用すること。
 - c 貨物の受取に当たっては、当該貨物の受取に関し、繰り返し配達を行わせることがないようにすること。
 - d 代替フロンの管理を適正化すること。
 - e 気候変動適応の重要性について関心と理解を深めること。
- (i) 事業者
 - 情報通信技術の利用等による効率的な事業活動等を推進すること。
- (ii) 観光旅行者その他の滞在者
 - a エネルギー消費器具及び水道水の適切な使用により、これらの使用に伴うエネルギー消費量を抑制すること。
 - b エネルギー消費量が比較的少ない役務を優先的に利用すること。
 - c 可能な限り、自己の自動車等の使用を控え、徒歩により、又は公共交通機関若しくは自転車を利用して移動すること。
 - d 本市の区域内で生産された農林水産物を優先的に消費等すること。
 - e 廃棄物の発生抑制及び再使用その他の廃棄物の徹底した減量化を図ること。

- (エ) 建築物の購入又は賃借をしようとする者
エネルギーの使用の合理化に資する措置が講じられた建築物を優先的に選択すること。
- (オ) 建築物の販売又は賃貸を行う者
建築物の購入又は賃借をしようとする者に対し、建築物のエネルギーの使用の合理化のために講じられている措置について説明すること。
- (カ) 市長が定める駐車施設を所有する者又は新設しようとする者
当該駐車施設において電気自動車（EV）及び電力併用自動車（PHV）に電気を供給する設備を設置すること。
- (キ) 金融機関
環境に配慮した事業活動及び環境産業を支援すること。

イ 特定排出機器販売者の表示等の義務（第34条）

特定排出機器販売者（特定排出機器（エアコン、照明器具、テレビ、電気冷蔵庫及び電気便座をいう。以下同じ。）を店頭において販売する者をいう。）は、特定排出機器を購入しようとする者に対し、当該特定排出機器のエネルギー消費効率について説明しなければならない。

(9) エネルギー消費量等報告によるエネルギー消費量の削減（第45条～第47条）新設

- ア 準特定事業者（事業の用に供する部分の床面積の合計が市長が定める面積以上である建築物の所有者で特定事業者以外の者をいう。以下同じ。）は、毎年度、当該年度の事業活動に伴うエネルギーの消費量について、事業活動に伴うエネルギーの消費量に係る報告書（以下「エネルギー消費量等報告書」という。）を作成し、当該年度の翌年度の市長が定める日までに市長に提出しなければならない。
- イ 市長は、準特定事業者の事業活動に伴うエネルギー消費量を効果的に削減させるため、エネルギー消費量等報告書を提出した準特定事業者に対し、その事業活動の状況に応じて、必要な指導及び助言をするものとする。
- ウ 準特定事業者以外の事業者は、事業活動に伴うエネルギー消費量の効果的な削減の方法について市長の指導及び助言を受けるため、単独で又は共同して、エネルギー消費量等報告書を作成し、市長が定める日までに市長に提出することができる。

(10) 建築物に係る地球温暖化対策

ア 特定建築物における地域産木材の利用（第53条）

特定建築主（特定建築物（温室効果ガスの排出の量が相当程度多い市長が定める建築物をいう。以下同じ。）の新築等をしようとする者をいう。）は、特定建築物に市長が定める量以上の地域産木材を利用しなければならないこととしていたところ、特定建築物又はその敷地内における土地に定着する工作物に市長が定める量以上の地域産木材を利用しなければならないこととする。

イ 準特定建築物における再生可能エネルギー利用設備の設置（第63条・第64条）新設

(ア) 準特定建築主（準特定建築物（温室効果ガスの排出の量が一定の量以上の市長が定める建築物をいう。以下同じ。）の新築等をしようとする者をいう。以下同じ。）は、準特定建築物又はその敷地に、再生可能エネルギー利用設備で、準特定建築物からの温室効果ガスの排出の量の削減に寄与するものとして市長が定める基準に適合するものを設置しなければならない。

(イ) 準特定建築主は、準特定建築物の新築等における再生可能エネルギー利用設備の設置に係る工事が完了したときは、届出書を速やかに市長に提出しなければならない。

ウ 建築士の説明等の義務（第65条・第66条）**新設**

建築士は、市長が定める建築物の新築等に係る設計を行うときは、当該設計の委託をした建築主に対し、再生可能エネルギー利用設備の設置に関する情報について、書面を交付して説明するとともに、その事実を証する書面を作成し、保管しなければならない。

(II) その他

ア 報告又は資料の提出（第75条）

市長は、この条例の施行に必要な限度において、特定事業者等に加え、準特定事業者（(9)ウによりエネルギー消費量等報告書を提出した事業者を含む。）、準特定建築主及び建築士（(10)ウの設計を行う者に限る。以下同じ。）に対し、温室効果ガスの排出の量又はエネルギーの消費量を削減するための措置の実施の状況その他必要な事項について報告又は資料の提出を求めることができる。

イ 立入調査等（第76条）

市長は、この条例の施行に必要な限度において、市長が指定する職員に、特定建築物等に加え、準特定建築物若しくはその敷地に立ち入り、その状況を調査させ、必要な検査をさせ、又は関係者に質問させることができる。

ウ 勧告及び公表（第77条）

(7) 市長は、次のいずれかに該当するときは、特定事業者等に加え、準特定事業者、準特定建築主及び建築士に対し、必要な措置を講じるよう勧告することができる。

a 準特定事業者にあつては、エネルギー消費量等報告書を提出しなかったとき。

b 準特定建築主にあつては、再生可能エネルギー利用設備の設置に係る工事が完了した旨の届出をしなかったとき。

c アによる報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

(4) 市長は、(7)の勧告を受けた者が正当な理由がなくて当該勧告に従わないときは、その旨及びその内容を公表することができる。

3 施行期日

令和3年4月1日。ただし、2(10)イに係る規定は、令和4年4月1日から施行する。

(参考) 市民意見の募集の結果

- 1 実施期間 令和2年9月11日（金）から同年10月11日（日）まで
- 2 意見提出数 462件（278人）